

## 藤沢市年度限定保育事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市が待機児童の解消を目的として、保育所等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業及び同法第39条第1項に規定する保育所並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の入所が保留となった児童を、認可保育所等（国、都道府県及び市町村以外の者が児童福祉法第35条第4項の規定による認可を受けて設置した保育所等をいう。以下同じ。）において、期間を限定した保育（以下「事業」という。）を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 本事業を利用する児童の保護者をいう。
- (2) 事業実施者 市から委託を受け、本事業を実施する者をいう。

### (実施者)

第3条 事業は藤沢市を実施主体として、市内において認可保育所を運営する法人への業務委託により実施するものとする。

### (対象児童)

第4条 事業の対象となる児童は、原則として次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 藤沢市内在住の者で、事業の利用開始日の属する前年度の末日時点で満1歳又は満2歳の児童であること。
  - (2) 藤沢市保育施設入所選考基準に基づく利用調整の結果、保育所等への入所が保留となっている児童であること。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件に該当する場合は藤沢市外在住の児童も対象とする。
- (1) 保護者が藤沢市内の保育所等又は幼稚園において保育士又は幼稚園教諭として就労（内定を含む。）している場合。
  - (2) 保護者が藤沢型認定保育施設の保育士として就労（内定を含む。）している場合。

### (実施要件)

第5条 事業実施者は、事業の実施にあたり、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 児童福祉法施行規則（昭和22年省令第11号。以下「規則」という。）第36条の35第1項第1号イ、ニ及びホに規定する設備の基準及びその他関係法令に定める基

準を順守し、児童の安全な受入に必要な環境を確保していること。また、当該施設内に医務スペースを設けること。

(2) 職員の配置は、規則第36条の35第1項第1号ロ及びハに規定する基準を満たしていること。

(3) 事業の実施日は、次に掲げるとおりとすること。

ア 通常保育型 実施施設における開所日と同日

イ 一時預かり型 藤沢市の休日を定める条例（平成元年藤沢市条例第24号）第1条第1項に規定する市の休日以外の日

(4) 事業の実施時間は、次に掲げるとおりとすること。

ア 通常保育型 実施施設における預かり時間のうち1日最大11時間まで

イ 一時預かり型 午前8時30分から午後5時のうち1日最大8時間まで

(5) 児童の健康診断等は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号）第15条の規定に準じて実施すること。

(6) 給食は、通常利用児童と同一のものを提供すること。

#### (実施期間)

第6条 事業の実施期間は、実施施設ごとに定める事業の開始日から当該開始日の属する年度の末日までとする。

#### (利用期間)

第7条 事業の利用期間は、事業の利用開始日から当該利用開始日の属する年度の末日までとする。ただし、当該期間内であっても別表第1に定める利用できる期間を超えての利用及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する支給認定証（以下「支給認定証」という。）に記載された有効期間が満了した日後の利用はできないものとする。また、次の各号に該当する場合は、利用できないものとする。

(1) 保育所等の利用申請を取り下げた場合

(2) 年度途中で保育所等の利用が決定した場合

(3) 保育を必要とする事由が消滅した場合

2 1日当たりの事業の利用時間は、各施設が定める標準保育時間の範囲内で保護者が保育を必要とする時間を限度とする。

3 前項の規定にかかわらず、事業実施者は、必要と認めるときは保護者の求めに応じて延長保育を提供することができる。ただし、一時預かり型の場合はこの限りではない。

#### (事業実施等の届出)

第8条 事業実施者が事業を実施する場合は、当該年度の前年度12月15日までに「藤沢市年度限定保育事業実施届（第1号様式）」に必要書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、前年度の事業に係る届を提出した事業実施者が当該届に係る事業を継続して実施する場合には、この限りではない。

- 2 届出内容の変更又は事業の終了をする場合は、変更又は終了しようとする月の前月15日までに「藤沢市年度限定保育事業変更・終了届(第2号様式)」に必要書類を添えて、市長に届け出なければならない。この場合において、現に事業を利用する児童にとって不利益となる内容への変更又は事業の終了はできないものとする。

#### (児童家庭の状況等の把握)

第9条 事業実施者は、安全で安心な保育を提供するため、事業利用児童及びその家庭の状況等の把握に努めなければならない。

- 2 保護者は、保育を実施する上で必要となる事業利用児童及びその家庭の状況等について、事前に事業実施者に情報提供するものとし、特に配慮が必要な事項がある場合には、必ずその旨を事業実施者に伝えるものとする。

#### (利用者台帳の整備)

第10条 事業実施者は、事業利用児童について利用者台帳を整備し、事業を利用する理由、利用日時、保育期間等を明らかにしておくものとする。

#### (利用申請)

第11条 事業の利用を希望する保護者は、市長が指定する期日までに「藤沢市年度限定保育事業利用申請書(第3号様式)」に市が発行した支給認定証の写し及び保育施設入所保留通知書の写しを添えて、市長に申請するものとする。

- 2 保護者は、前項に掲げるもののほか、利用の可否の決定に当たり必要となる資料等の提出を市から求められた場合は、速やかに提出しなければならない。
- 3 保護者が育児休業を終了し、仕事に復帰するために事業を利用する場合には、復職後速やかに復職したことを証する書類を市長に提出しなければならない。
- 4 事業実施施設において、年度途中で利用定員に空きが生じた場合は、第7条第1項に規定する利用期間の範囲内で、年度途中からの対象児童の利用も可とする。
- 5 利用施設を変更しようとする場合は、第13条第1項に規定する利用終了申請の後、第1項に規定する期日にかかわらず、第3号様式に必要書類を添えて、市長に申請するものとする。

#### (利用決定)

第12条 市長は、前条の規定による利用申請を受理したときは、この要綱及び利用希望施設の受入れ状況等に基づき利用調整を行い、次に掲げるとおり利用の可否を決定する。

- (1) 承認 本要綱に定める児童の要件に該当し、かつ利用希望日の受入れが可能な場合利用を承認する。
- (2) 保留 本要綱に定める児童の要件に該当する場合であっても、利用希望日の受入れ状況等の理由により利用できない場合、利用を保留する。
- (3) 不承認 本要綱に定める児童の要件に該当しないと認められる場合は、利用を不承認する。

認とする。

- 2 前項の規定により利用の可否の決定を行ったときは、市長は、藤沢市年度限定保育事業利用調整結果通知書（第4号様式）により、保護者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により、保留の決定を行った場合で、その後の申込状況等の変更により利用可能となったときは、市長は、改めて第4号様式により保護者にその旨を通知するものとする。

#### （利用終了等）

- 第13条 保護者は、事業の利用を終了しようとするときは、市長に藤沢市年度限定保育事業利用終了申請書（第5号様式）を提出しなければならない。
- 2 保護者は、事業の利用を辞退しようとするときは、市長の定める方法及び期日に従い、その旨を報告しなければならない。
  - 3 市長は、第1項に規定する申請を受理したときは、内容を審査し、利用終了を決定するものとし、その旨を藤沢市年度限定保育事業利用終了決定通知書（第6号様式）により、保護者に通知するものとする。

#### （保護者の費用負担）

- 第14条 保護者は、利用する施設の事業実施者に対し、この事業の利用料として別表第2に定める利用者負担額のほか、第7条第3項の規定による延長保育を利用した場合には、その利用料及び保育の実施に当たり必要となる実費（以下「利用者負担額等」という。）について、負担しなければならない。
- 2 前項に掲げる利用者負担額等のうち、基本利用者負担額以外の費用については、原則として通常利用児童と同額とする。
  - 3 事業実施者は、利用者負担額等をあらかじめ保護者に分かりやすい方法で明示しておかなければならない。

#### （個人情報の保護）

- 第15条 事業実施者は、事業の実施に際して得た個人情報について、適正に管理し、他に漏らしてはならない。

#### （委任）

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

別表第 1 (第 7 条関係)

保護者の状況	利用できる期間
会社や自宅を問わず、1 か月当たり 6 4 時間以上就労している場合	1 か月当たり 6 4 時間以上の就労が継続する期間 (最大 1 年度)
職業訓練校、専門学校、大学などに通っている場合	通学を必要とする期間 (最大 1 年度)
求職活動のため日中外出している場合	利用開始日から 9 0 日を経過する日が属する月の末日までの範囲内で、就労を開始するまでの期間
出産日又は出産予定日の前後の期間に準備又は休養が必要な場合	出産予定日の前 6 週目の日が入る月の初日から、出産日の後 8 週目の日が入る月末までの期間
疾病や負傷、障がいのため保育が困難な場合	療養を必要としなくなるまでの期間 (最大 1 年度)
親族の介護や看護のため保育が困難な場合	介護を必要としなくなるまでの期間 (最大 1 年度)
震災、風水害、火災その他の災害により、その復旧にあっている場合	災害復旧の状況に応じた期間 (最大 1 年度)
ひとり親世帯で保育施設の入所により自立の促進が図られると判断した場合	保育施設の入所までの期間 (最大 1 年度)
児童福祉の観点から、特に保育施設入所の必要性が高いと判断した場合	状況に応じた必要な期間 (最大 1 年度)

別表第 2 (第 1 4 条関係)

負担区分	利用者負担額 (月額)	
	通常保育型 〔1 1 時間利用の場合〕	一時預かり型 〔8 時間利用の場合〕
A ~ C 5	2 0, 0 0 0 円	1 4, 0 0 0 円
C 6 ~ C 7	3 0, 0 0 0 円	2 1, 0 0 0 円
C 8 ~ C 9	4 0, 0 0 0 円	2 9, 0 0 0 円
C 1 0 ~ C 1 2	5 0, 0 0 0 円	3 6, 0 0 0 円
C 1 3 ~ C 1 8	6 0, 0 0 0 円	4 3, 0 0 0 円

※この表における負担額は、当該年度中は変更しないものとする。